

塩化ビニル管・継手リサイクル処理補助制度運用要領

(趣旨)

第1条 熊本地震(平成28年4月14日発生)により被災した地域における塩化ビニル管・継手(以下「塩ビ管」という。)の廃材処理の円滑化に資するとともに、環境問題、資源の有効利用に配慮した塩ビ管のリサイクル処理事業の推進のため、塩化ビニル管・継手協会(以下「協会」という。)として、塩化ビニル管・継手リサイクル処理補助制度(以下「補助制度」という。)を創設する。

(補助対象)

第2条 補助制度における補助対象は以下のとおりとする。

(1) 補助対象業務

熊本地震により塩ビ管の廃材が発生した熊本市、益城町、西原村、宇土市、宇城市、嘉島町、御船町、阿蘇市(以下「被災自治体」という。なお、他の熊本地震被災地の自治体から要望があった場合には、追加する。)における塩ビ管の廃材の回収、運搬、リサイクル処理に係る業務。)における塩ビ管の廃材の回収、運搬、リサイクル処理に係る業務。

(2) 補助対象事業者

以下に該当する事業者であって、協会が認定した者(以下「認定事業者」という。)

① 復旧工事業者

被災自治体からの発注を受けて、上下水道等の復旧工事を行う者であって、工事により発生した塩ビ管の汚れ落としや切断を行う事業者

② 中間処理業者(産業廃棄物処理業者。以下同じ。)

産業廃棄物処理の許可業者であって、①の復旧工事業者又は被災自治体から持ち込まれた塩ビ管の廃材から異物除去や切断を行った塩ビ管を③のリサイクル処理会社Aに運搬し、搬入する事業者。

③ リサイクル処理業者A(塩ビ管廃材の粉碎までを行う業者。以下同じ。)

原則、熊本県内に所在する者であって、①の復旧工事業者、②の中間処理業者または被災自治体から受け入れた塩ビ管を粉碎まで行う事業者

④ リサイクル処理会社B(塩ビ管廃材の製品加工まで行う業者。以下同じ。)

協会から受け入れた塩ビ管の粉碎品を、製品加工まで行う事業者

(3) 補助対象経費

以下の対象経費について、それぞれの補助対象事業者ごとに次表に定める額を協会が補助する。ただし、上限となる総額は、1,500万円とする。

① 復旧工事業者

補助対象経費の区分	作業内容	補助額（率）
1. 汚れ落とし費	廃材の中から塩ビ管の汚れを落とす経費	認定中間処理業者または認定リサイクル処理業者 A に持ち込んだ場合 1kg 当たり 35 円
		他に認定事業者がいないなどの特別な理由から、認定事業者以外の者に持ち込んだ場合 1kg 当たり 26 円
2. 汚れ落とし及び塩ビ管の切断費※	汚れ落としを行った塩ビ管を切断する経費	認定中間処理業者または認定リサイクル処理業者 A に持ち込んだ場合 1kg 当たり 50 円
		他に認定事業者がいないなどの特別な理由から、認定事業者以外の者に持ち込んだ場合 1kg 当たり 35 円

※保管用に協会から支給するフレキシブルコンテナ（長さ 1.7m×幅 0.8m×高さ 1.2m）が使用可能。

② 中間処理業者

補助対象経費の区分	作業内容	補助額（率）
1. 異物除去費	切断されている塩ビ管からゴム輪等の異物除去をする経費	1kg 当たり 4 円
2. 塩ビ管の切断・異物除去費	切断されていない塩ビ管を 1.5m 以内に切断し、ゴム輪等の異物除去をする経費	1kg 当たり 8 円
3. 運搬費※	異物処理をした塩ビ管をリサイクル処理業者 A に運搬する経費	実費用の 1/2

※運搬用に協会から支給するフレキシブルコンテナ（長さ 1.7m×幅 0.8m×高さ 1.2m）が使用可能。

③ リサイクル処理業者 A

補助対象経費の区分	作業内容	補助額（率）
1. 保管容器費	1.5m に切断された塩ビ管を保管し、運搬するための容器を購入する経費	定額（1 個当たり 6500 円。ただし、上限は 30 個までとする。）
2. 保管場所費	切断・異物除去された塩ビ管を一時的に保管する経費	1 か月当たり 5 万円を上限とする。
3. 塩ビ管の購入費	切断・異物除去された塩ビ管を有価物として購入する経費	1kg 当たり 2 円
4. 粉碎処理費	切断・異物除去された塩ビ管を粉碎処理する経費	1kg 当たり 8 円

④ リサイクル処理業者 B

補助対象経費の区分	作業内容	補助額（率）
1. 粉碎品運搬費	粉碎品をリサイクル処理業者 A から引き取るための運搬に要する経費	実費用の 2/3
2. 粉碎品購入費	粉碎品をリサイクル処理業者 A から購入する経費	1kg 当たり 1 円
3. 加工費	粉碎品から塩ビ管の製品に加工する経費	1kg 当たり 2 円

(補助対象期間)

第3条 平成28年10月21日から平成29年3月31日までに実施した補助対象事業に対して補助を行う。なお、第2条(1)の補助対象業務が平成29年度以降に発生した場合には、当該業務の終了日までを対象とする。

(認定申請)

第4条 補助対象事業者としての認定を受けようとする者は、別紙1の様式により、協会に認定申請を行う。

(認定通知及び実施契約の締結)

第5条 協会は、前条に基づく申請があった場合には、別に定める基準により審査し、認定の可否について、別紙2の様式により当該申請者に通知する。

2. 協会は、前項で通知した者との間で、別紙3～6の様式による補助事業実施契約を締結する。

(補助金の請求)

第6条

前条により認定された事業者(以下「認定事業者」という。)は、第2条の事業を実施した時は、当該事業の事業完了の日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い時期までに、別紙7の様式により、協会に対し実績報告書を添付の上、補助金の請求をするものとする。ただし、協会が認めた場合には、四半期ごとの補助金の請求ができるものとする。

なお、事業が複数年度にまたがる場合は、次年度は本条を準用する。

(補助金の支払)

第7条

協会は、前条に基づく申請があった場合には、実績報告書、会計帳簿等を監査の上、補助金の額を確定し、速やかに補助金を支払うものとする。

(その他)

第8条

この要領に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附則

1. この要領は、平成28年10月21日に制定し、平成28年10月21日から施行する。ただし、施行日については復旧工事の進捗に合わせて遡及適用する。
2. 改正要領は、平成29年9月1日から適用する。